特別養護老人ホーム やすらぎ園

虐待防止指針

1. 目的

特別養護老人ホームやすらぎ園(以下「当施設」という)の利用者、入所者、入居者(以下、「利用者」という。)の尊厳の保持・人格の尊重を達成するため、虐待防止指針を定める。

2. 基本的考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為であるという認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利の擁護に資することを目的とすると共に、虐待の防止、虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する行為を行わない。

3. 虐待の定義

(1)身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。また、正当な理由もなく外部との接触を意図的、継続的に遮断すること。

(2) 介護・世話の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4)性的虐待

着替えやオムツ交換等の介助の際、プライバシーに配慮なく行うこと。

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな 行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の同意なしに金銭や財産を使用(処分・廃棄)する。または、利用者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

(6) その他、人権を侵害するような行為。

4. 虐待防止委員会の設置

- (1) 虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会(以下委員会)」 を設置する。
- (2) 委員会は、施設長、部長、看護主任、介護主任、生活相談員主任で 構成する。必要に応じ、嘱託医に対して参画を要請する。
- (3) 委員会は、定期的に開催し、虐待防止のための計画づくり、虐待防止のチェックとモニタリング、虐待(不適切な対応事例)発生後の検証と再発防止策の検討また、重大な虐待が発生した場合など、必要な際は随時委員会を開催する。
- (4)委員会の役割は、次の通りとする。
 - ① 指針・マニュアルの整備
 - ② 職員が虐待を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ③ 虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ④ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
 - ⑤ 虐待防止に関する職員への教育(研修)と実施
- (5) 担当の役割分担は、以下の通りとする。
 - ① 施設長
- ・施設全体の管理、総括責任
- ② 特養部部長
- ・虐待防止委員会の所管
- ・委員会開催の招集・実施
- ③ 部長
- ・部門内の管理
- ・他部門との連絡・調整
- ④ 看護主任
- ・医師、協力病院との連携を図る
- ・施設における医療行為の範囲についての整備

⑤ 生活相談員主任

・苦情相談窓口

・家族、医療機関、行政、その他の関係機関への対応

⑥介護主任

・虐待防止マニュアルの周知徹底や指導

・報告や記録方法の統一や周知

⑦ 嘱託医

・診断、処置方法の指示

・専門的知識の提供

・各協力病院及び専門病院との連携を図る

5. 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待が発生した場合には、その要因の除去に努め客観的な事実確認を 行う。適正な対応の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合 には、職位の如何を問わず、厳正に対処する。 また、緊急性の高い事案 の場合には、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全 を優先する。

6. 虐待または、その疑いが発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1)職員が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、上司に報告する。虐待者が上司本人であった場合は、他部署の部長に相談する。
- (2)特養部部長は、上記職員等からの相談及び報告があった場合や苦情相談窓口を通じての相談には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理し、委員会を開催する。
- (3) 委員会により虐待等の事象が事実であることが確認された場合には理事長へ報告する。また、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置講じる。
- (4) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を 作成し、職員に周知する。

- (5)施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定 されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市に 報告する。
- (6) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、権利擁護サポートセンターと連携し支援する。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに 留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。
- (2)対応の流れは、本指針によるやすらぎ園苦情解決規程に則り対応する。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

当施設が開催する研修会に加え、行政等により提供される虐待防止に関する研修会等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図る。

10. 利用者に対する当該指針の閲覧に関する事項

この「虐待防止指針」は、いつでも施設内にて閲覧できるようにするとと もに、ホームページ上に公表する。

附則

この指針は、令和6年2月26日より施行する。